

国立大学法人和歌山大学における公的研究費の使用に関する行動規範

平成22年9月8日 学長裁定

国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における学術研究活動は、国からの交付金及び補助金並びに学生からの納付金など種々の財源から支えられていることから、本学は、本学で管理・執行する、競争的研究資金を含むすべての経費（以下「公的研究費」という。）を適正に管理運用することが、社会的責務として求められている。

公的研究費の不正使用は、本学のみならず、我が国の学術研究に対する国民の信頼をも揺るがしかねない。

これらを踏まえ、本学の公的研究費の適正な管理運用を目的として、本学就業規則又は雇用規程により雇用される教職員（以下「教職員等」という。）が遵守すべき行動の規範をここに定める。

1. 教職員等は、公的研究費が国民の税金その他多方面からの支援によるものであることを認識し、その使用に関する説明責任を自覚しなければならない。
2. 教職員等は、研究者個人の発意で提案され採択された研究課題であっても、機関による研究費の管理が必要であることを認識し、公的研究費を適正かつ効率的に使用しなければならない。
3. 教職員等は、公的研究費の不正使用が、本学全体、さらには広く研究活動に携わるすべての者に深刻な影響を及ぼすものであることを十分に認識し、行動しなければならない。
4. 教職員等は、公的研究費の使用に当たり、取引業者との関係に対して国民の疑惑や不信を招くことのないよう努めなければならない。
5. 教職員等は、相互の理解と密接な連携によって、公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
6. 教職員等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等（事務処理手続き及び使用ルールを含む。）を遵守しなければならない。